

横浜市立大学福浦キャンパス感染性廃棄物処理業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、横浜市立大学福浦キャンパス（以下、「甲」という。）が排出する産業廃棄物（感染性廃棄物を含む）の処理業務を受託者（以下、「乙」という。）に委託するにあたり、業務を適正に遂行することを目的として、必要事項を定めるものとする。

2 履行場所

横浜市金沢区福浦三丁目 9 番地
公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 廃棄物の種類と数量等

排出する産業廃棄物（感染性廃棄物を含む）の種類、性状及び荷姿、保管状況の下での性状の変化に関する事項は次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	対象とする廃棄物	特別管理廃棄物	概算数量(kg/3 年)	性状・荷姿	性状の変化
感染性廃棄物	注射針等の鋭利物	該当	(10,800)	ポリ容器	なし
	手袋・チューブ等の血液付着物			ダンボール箱	
感染性廃棄物	実験動物	該当	(12,900)	ポリ容器	冷凍 (解凍後、腐敗有)
廃プラスチック	チューブ、シリンジ等	非該当	(54,000)	袋	なし
ガラス類	試薬ビン・ビーカー等	非該当	(10,500)	袋、バラ	なし

5 処分の方法

- (1) 中間処理は焼却とし、最終処分は可能な限り資源化すること。
- (2) 中間処分は神奈川県内で行うこと。

6 業務内容

甲から排出される廃棄物を収集運搬及び処分する。業務の遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

(1) 感染性廃棄物（注射針他）

ア 業務実施日及び業務頻度

随時、甲が依頼する都度とする。

イ 業務内容詳解

感染性廃棄物保管庫の特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う。

(2) 感染性廃棄物（実験動物）

ア 業務実施日及び業務頻度

毎週火曜日の週 1 回を基本とする。その他甲が依頼する都度とする。

イ 業務内容詳解

動物実験センターより排出される実験動物の収集運搬及び処分を行う。

(3) 廃プラスチック類（実験器具等）

ア 業務実施日及び業務頻度

毎週火曜日、金曜日の週 2 回を基本とする。その他甲が依頼する都度とする。

イ 業務内容詳解

医学部より排出されるチューブ、シリンジ、シャーレ等の実験器具等のプラスチックを収集運搬及び処分を行う。

(4) 共通事項

ア 年末年始等の業務については甲と協議の上決定する。

イ 収集時間については甲と調整をする。

7 排出量、処分先等の確認

(1) 廃棄物の処分（日付・量・処分先等）の確認を行うため、甲と乙の間で産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を用いる。

(2) 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェスト B 2、B 4、B 6 票又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェスト D 票又は電子マニフェストの処分終了報告で、最終処分についてはマニフェストの E 票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告に替えることができる。

8 費用負担

- (1) 委託料には収集運搬及び処分に要する費用全てを含む。
- (2) 業務を遂行するために要する車両・機械・消耗品及びマニフェストについては全て乙の負担とする。

9 廃棄物処理に関する委託契約書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第六条の二の第四項により、委託契約締結後速やかに廃棄物処理に関する契約を締結する。契約時に乙は甲に当該廃棄物の収集運搬及び処分についての許可証の写しを提出する。

10 作業員

- (1) 作業員が作業に従事するときは一定の服装とし、本業務の作業員であることを明確にすること。
- (2) 常に清潔な服装であること。
- (3) 甲は作業員の勤務態度・勤務状況等について不的確と判断した場合に作業員の変更を求めることができる。

11 禁止行為

- (1) 作業中必要のない場所には立ち入らないこと。
- (2) 作業に関係のない機器等には触れないこと。
- (3) 敷地内で喫煙しないこと。

12 損害

- (1) 廃棄物処理について、故意又は過失により「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」関係法令違反をした場合、乙が一切の責任を負うものとし、それに起因する損害賠償の責を負うこととする。
- (2) 作業員がその作業中に起こした甲に対する財産上、人身上の損害事故についてはただちに甲に報告をしなければならない。

13 その他

- (1) 廃棄物収集場所及び収集経路について清潔に保つこと。
- (2) 乙はその業務上知り得た情報その他について守秘義務を負う。
- (3) 業務の内容その他について疑義が生じた場合には甲と十分に協議し円満に解決すること。